別紙

1.品目及び基準(案)についての意見

	主な意見の概要	考え方	件
文具類(文具類 共通)	の混乱や、不要な在庫廃棄を避け、村質変更に伴う十分な品質確認を行えるよう、オフィス家具等と同様に、今回の見直し品目(プラスチック8品目、紙4品目)にフいて平成20年3月31日までの経過措置を設定すべき。		1
	・ 備考6の「ポストコンシューマー材料」の説明が不十分。「再生プラスチック」と の区別を明確にすべき。	・再生プラスチックにはポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが含まれることが示されていることから、原文のとおりとします。	
文具類(ダスト ブロワー)	・現在の代替ガス製品(DMEガス)は引火性が高く危険であるため、配慮事項を 削除すべき。	・ 噴射剤として二酸化炭素を使用している製品があることから、原文のとおりと します。	
,,,,	・「いわゆる代替フロン」を具体的に明記すべき。	・今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。なお、「ハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第1条に定められた「温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン」であり、本品目に限らず他の品目においても同様です。	
文具類 (メディ アケース・記録 用メディア)	・メディアケースと記録用メディアで判断の基準を統一すべき。	 ・ 文具類のメディアケースは、記録媒体のない、ケース単体が判断の基準の対象 物品等となり、記録用メディアは、記録することを目的に記録媒体とケースが 一緒になっているものが判断の基準の対象物品等となります。なお、判断の基準については市場状況等を勘案し設定しております。 	
文具類(タック ラベル・イン デックス)	 備考10ラベル類については、台紙(剥離紙)の重量比率が高く再生材料を使いやすいが、本体紙の再生率を上げすぎるとプリンタ出力時のトラブルなど品質問題を助長することが懸念されるため、タックラベル・インデックスのみ「剥離紙・剥離基材(台紙)」の部分を除外して適用すべき。 	から、原文のとおりとします。	
オフィス家具等 (オフィス家具 <u>等共通)</u>	- すべての木質部品に違法伐採禁止が盛り込まれることには賛同するが、判断の 基準の適用の経過措置期間を設け、改正は平成19年4月1日、発効は平成19年 10月1日とすべき。	国等の機関が調達するものについては、平成18年4月1日より、木質及び紙の原料となる原木(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。)の合法性の確認を実施する方針となっています。	
オフィス家具等 (棚・収納用什	・判断の基準 の棚板の耐荷重に対する棚板重量に制限を設けることは、環境負荷の低減につながるか疑問。製法や材料を現在主に使われているものに制限す	製品の軽量化(リデュース)の観点から一定の制限を設けることは、環境負荷の低減に寄与するものと考えます。なお、判断の基準については市場状況や技	
器)	ることになるのではないか。 ・ 備考3の「単一素材分解可能率」の定義が曖昧なため明記すべき。	術開発の動向等を踏まえ、適切に見直しを行います。 ・ 備考3に記載してあるとおり、「単一素材分解可能率」に関する詳細な内容に	
	・表1の「棚耐荷重(kg)」の定義が曖昧なため明記すべき。	ついては、平成19年度に検討することとしています。 ・棚板の耐荷重を表しています。	
DA機器(コ	・インクジェット方式のブリンタ・スキャナ・コピー複合機は、従前どおりのカ		
ピー機等・プリ ツタ等)	テゴリとして扱ってもよいのか。コピー機等の複合機であれば国際エネルギー スター基準に対応した表を追加すべき。 ・電子計算機は、市場に基準達成品が普及した等の理由により基本方針から削除	連する品目の対象範囲の考え方と若干齟齬が生じている部分もあります。 ビー機については、平成18年度が省エネルギー法に基づくトップランナー基準 の目標年度であることから、平成19年度以降に基準の見直しが行われ、 に関する考え方が整理されるものと考えられます。このため、当該基準の見直 しの状況を踏まえ、特定調達品目の対象範囲について検討を行うこととし、現 <u>段階においては、従前とおりの品目の対象範囲として扱います。</u> ・平成17年度の基本方針より削除された電子計算機の判断の基準は、省エネル	
OA機器(電子 計算機)	・電子前手候は、11場に基準は成品が盲及びに受け届により基本分前から前除を行ったにもかかわらず、今回、どのような経過で同じ品目の追加することになったのかご教示願いたい。一度削除された品目を再度追加する場合は、理由を明確に示すべき。	ギー法に基づくトップランナー基準を達成しており、当該基準の設定が実質的に意味を有さない状況となっていたため、特定調達品から削除しました。しかし、国等の機関においてはコンピュータの調達量が多く、グリーン購入を実施することによる環境負荷低減効果は大きく、また地方公共団体や事業者等への減及効果も大きいものと見込まれます。このため、電子計算機に係るトップランナー基準が見直されたこと、及び一般の行政事務に用いるノートパソコンについては搭載機器・機能の簡素化等の新たな判断の基準を設定し、特定調達品目として適加しました。	
	・備考4について、CD-ROM、FDDがないパソコンはメーカー市販品では少なく、特注品となるおそれがある。また、現状で売られているCD-ROM、FDDの付いにいないパソコンは、持ち運び用途のPCが多くパッテリ持続時間を重視して設計されているため、パッテリについて考慮すると製品の開発を待たなければならなくなる必要があるのではないか。特注となることが価格に影響し、地方公共団体等の財政圧迫につながるおそれがあるため、メーカー側、購入側に準備期間を設けるなど柔軟な対応をすべき。	- 製品の開発動向を踏まえ、FDDについては平成20年3月31日までの経過措置を 設けております。また、搭載機器・機能を簡素化することにより環境負荷の低 減とともに、価格についても低下することが期待されます。	
OA機器(プリ ノタ等)	 判断の基準 については、感熱方式(昇華型、熱転写型など)、ドットインパクト(連続紙)、写真用紙やハガキ専用インクジェットプリンタ、大判プリンタなどのブリンタの対応用紙に市販の再生紙がない機器は適用除外とする旨を追記すべき。 		
OA機器(ファ フシミリ)	・インクジェット方式のファクシミリはOM基準であるため、国際エネルギース ター基準に対応する表を追加すべき。	・ご意見のとおり修正いたします。	
OA機器(ディ スプレイ)	・判断の基準 の適用範囲を「パーソナルコンピュータ表示装置」に限定すべき。	・ご意見のとおり修正いたします。	
スプレイ) 〇 A 機器(電子 式卓上計算機)	 判断の基準 について、再生プラスチックの使用率のみを規定するのではなく、プラスチックの有害物質(重金属、発ガン性、生殖毒性、変異原性物質)禁止、ハロゲン難燃剤の規制など、環境配慮項目を追記すべき。また、今後、はんだの鉛、電池中の水銀など要求項目を追加することも検討していくべき。 判断の基準 について、「使用電力の50%以上を太陽電池から供給され作動す 	・現行の基本方針において、再生ブラスチック使用率を判断の基準として設定している特定調達品目は多数あります。このため、今回の見直しにおいてこれらの品目について有害物質に係る判断の基準等の設定の可否について検討することは困難な状況にあります。したがいまして、次年度以降、再生ブラスチック使用率を判断の基準等に設定している品目の特性、調達状況等を勘案し、順次検討を建めることとします。	
	・判断の基準 の再生ブラ使用率について、適用時期を1年延期し平成20年度以降調達分からの適用として頂きたい。再生ブラは耐久性や色配合の自由度を損なうなどの点から困難な面がある為、判断基準を満たす機種は非常に少なく、平成19年4月の時点では全メーカー合計しても数機種に留まる状況にあること	 ご意見を踏まえ、修正いたします。 判断の基準等については市場状況等を勘案し設定しております。当該物品等については調達が可能であると判断いたしました。 	
	などから猶予期間が必要。 ・配慮事項の「製品の簡易包装化」については、意見なし。 ・判断の基準として、の両方を満たさなくてはいけないのか不明なため明記	 ・ 両方を満たさなければなりません。	
) Δ 機器 (カー	すべき。 ・カートリッジの洗浄や残存インクの処理に伴う排水の処理において、適切な排		
OA機器(カー トリッジ等)	水処理設備を有しているという項目を付加する必要があるのではないか。 事業者のサービスや処理に対する項目、自社内試験結果での適合判定など、第 三者から適合可否が判断できない項目について、判断の基準の適合の確認を徹 底していただきたい。 	りません。	
つ A +世 ロ / / こ	・新品と比べ、適切な量のトナーもしくはインクが注入されていることを基準等に加えるべき。	あります。 ・ 品質、機能等の調達される物品等に求められる一般的事項が確保されることが 調達されるための前提要件となるため、特段の記述を行っておりません。	
OA機器(イン フカートリッ	・判断の基準の「再資源化率」を「再使用・マテリアルリサイクル率」とすべき。	す。なお、判断の基準等の見直しについては市場状況等を勘案し、適正な手続 に従って実施しております。	
ジ)	・インクカートリッジの配慮事項はどちらも非常に大切である。	• •	
	ニーレジョン・平信機は、主担に其準法式口が並びした笑の四中に上げ其本大気	・平成17年度の基本方針より削除されたテレビジョン受信機の判断の基準は、省 エネルギー法に基づくトップランナー基準でした。平成16年度において市場の	
ッ) 家電製品(テレ ごジョン受信 機)	 テレビジョン受信機は、市場に基準達成品が普及した等の理由により基本方針から削除を行ったにもかかわらず、今回、どのような経過で同じ品目の追加することになったのかご教示願いたい。一度削除された品目を再度追加する場合は、理由を明確に示すべき。 	ほとんどの製品がトップランナー基準を達成しており、当該基準の設定が実質的に意味を有さない状況となっていたため、特定調達品目から削除しました。しかし、広く一般家庭において購入されているテレビジョン受信機については、グリーン購入を実施することによる環境負荷低減効果は大きいものと見込まれます。このため、テレビジョン受信機に係るトップランナー基準が見直されたことから判断の基準を設定し、特定調達品目として追加しました。なお、テレビジョン受信機については、省エネルギー法に基づく多段階評価制度の考え方により判断の基準を見直していくこととしています。	
家電製品 (テレ ごジョン受信	から削除を行ったにもかかわらず、今回、どのような経過で同じ品目の追加することになったのかご教示願いたい。一度削除された品目を再度追加する場合	的に意味を有さない状況となっていたため、特定調達品目から削除しました。 しかし、広く一般家庭において購入されているテレビジョン受信機について は、グリーン購入を実施することによる環境負荷低減効果は大きいものと見込 まれます。このため、テレビジョン受信機に係るトップランナー基準が見直さ れたことから判断の基準を設定し、特定調達品目として追加しました。なお、 テレビジョン受信機については、省エネルギー法に基づく多段階評価制度の考	

	・ " 詰物 " を " 中わた " と明記するほうが判断の基準が明確になると考える。	・一般的にはふとんの「中わた」で通用すると考えられますが、「わた」以外の 繊維や羽毛、羊毛等繊維以外の物を詰めている場合があることから原文のとお りとします。なお、家庭用品品質表示法においては、ふとんの「詰物」という 用語を使用しています。	1
	 判断の基準に追加された基準は、ふとんの中わたを打直し再使用するという 以前の良き風習を再認識させ、社会一般での実施を促すことになるとともに、 二酸化炭素発生量の抑制他の面で環境に良い影響を及ぼすので非常に好ましい ことである。 		1
設備(節水機 器)	・判断の基準の個別事項 について、お湯用に組み込むと十分な水量が確保されないこと、また、給食室等大量に水又はお湯をためる必要のある場合に使用される呼び径20、25mmの水栓ではその目的から節水コマを使用することはないことから、「節水コマの使用は呼び径13mmの水用単水栓に限定されること」と追記すべき。		1
再生材料を用いた防砂シート (吸出防止材)	・ PETボトルは年々リサイクルの回収が制度化されつつあるが、繊維製品等の リサイクル化は末だ標準化されているとは言い難いと考えられ、品目を除外す べきではない。	・近年のPETボトル再資源化技術の進歩により、ボトルtoボトルの完全循環型 リサイクルシステムが構築されています。PETボトルは、防砂シートに再生 するよりもPETボトルに再生する方が環境負荷低減効果の面からみてより有 効な方策であると考えられます。 また、衣料品等の繊維製品については、反 毛原料などに再利用されることが一般的であり、再生PET樹脂の原料とする ことは極めて少ないと考えられます。 したがって、本品目については特定調達品目から除外するほうが望ましいと判 断しました。	1
空調用機器(氷蓄 熱式空調機器)	・同じ製品を50Hz地区と60Hz地区で使用した場合の成績係数が異なるため、 地域により混乱が起こる。このような混乱が起こらない基準にすべき。	 製品により地区別の成績係数の優劣傾向が異なっているため、地区指定は行わず、使用する地域において「判断の基準」を満足すればよいこととしています。 	1
役務 (印刷)	・判断の基準 「(ただし、冊子形状のものについては表紙を除く。)」を削除すべき。実態はパージンパルブの割合が高いのは表紙、冊子状でないポスター等であり、最も重要なところを除分するのは疑問。また、従来からポスター等は古紙パルブ配合率70%を目指しており、パージンパルブの森林保護規定が適用されることとなるため政策の一貫性を取るべき。		1
	 判断の基準 の禁忌品が使われていない場合、全般の規定として、「この印刷物は上級紙へのリサイクルが可能です」と表示すべき。ただし、追加された部分は、「また、印刷物の目的からやむを得ず次に掲げる加工を行う場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。」とすべき。 		1
	・配慮事項 について、本番用紙を使った色校正を代替する技術として規定に盛り込まれたことに賛同。		1
	 配慮事項 の印刷物に関連するVOCについて、可能な限り具体的に列挙すべき。「低VOCインキ、VOCを含まない洗浄剤、水なし印刷版等の使用により」等の表記が望ましい。 	- 印刷工程全般にわたる低VOC化を対象としています。なお、オフセット印刷のインキについては判断の基準 において、芳香族成分の溶剤の含有量を設定しています。	1
	 判断の基準に、「冊子形状のものの表紙に次に掲げる材料等が使用されている場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。」と追加されたが、具体的にどのような記載の仕方、表現の仕方をすればよいのか時確にすべき。 	 判断の基準に掲げられた禁忌品をやむを得ず使用する場合は、禁忌品の使用部位、種類、分別廃棄等の廃棄方法について表紙等に具体的に記載することとします。 	1
	・配慮事項 の「低VOC化」は具体的には、どのようなことを想定しているのか 明確にすべき。	 ・印刷工程全般にわたる低VOC化を対象としています。なお、オフセット印刷のインキについては判断の基準 において、芳香族成分の溶剤の含有量を設定しています。 	1
	・古紙リサイクルの推進の観点から、配慮事項 の使用を抑制されている材料等 に色紙を追加すべき。	・ご意見を踏まえ、修正いたします。	1

2. 既選定特定調達品目及び当該基準等に関する意見

2. 风迭止衬止调	正調達面日及びヨ該基準寺に関する息見		
	主な意見の概要	考え方(案)	件数
文具類(文具類共 通)	・文具類共通の判断の基準 及び配慮事項 について、「再生資源」を 「再生資源(非木材にあっては農業副産物)」とし、「原木」を「原木(非木 材にあっては栽培植物)」とすべき。		1
文具類(OAフィル ター)	・ディスプレーの薄型フラット化、ノートPCの普及が進み、CAフィルターの市場 は枠なしに移行しており、枠なし(フィルム単体)でも文具類共通の判断の基 準には十分対応可能であるため、「(枠あり)」を削除すべき。		1
文具類(メディア ケース)	 MOケースのスリムタイプがどの程度の厚さを想定しているのか明記すべき。 不繊布タイプのメディアケースはスリムタイプと判断してよいのか明記すべき。 	 ご意見を踏まえ、表現の適正化を図ります。 不織布タイプのメディアケースについては、判断の基準を満足する場合に特定 調達物品等になります。 	1
照明	・LEDランプについても、ランブ効率の下限値を明確にすることが不可欠であるため、「LED以外の電球形状のランプ(電球形蛍光ランプ)」同様に、「401m/W以上であること」を追加すべき。	・今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
鉄鋼スラグ混入 路盤材など	・鉄銅スラグの安全性の確認や安全な利用方法が確立されていないのであれば、 グリーン購入の対象から外したほうがよいのではないか。	 「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」等の関連するマニュアル類において、鉄鋼スラグを調達する際の留意事項が記載されております。また、鉄鋼スラグ協会においても、「鉄鋼スラグ製品の管理に関するガイドライン」を策定するなどの措置を講じており、同内容は妥当なものと思料し、グリーン購入の対象としております。 	1
空調用機器(ガス エンジンヒート ポンプ式空気調 和機)	 ・同様の用途に使う吸収冷温水器、氷蓄熱式空調機器と同時に見直しを行うことが不可欠なため、ガスエンジンヒートボンプ式空気調和機の効率改善を盛り込むべき。 		
製材等	・ 合板需要分野の拡大のため、備考で示される「建築の木工事において使用」を 削除していただきたい。	・平成18年6月のグリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集時に示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、いただいた提案を参考に検	1
低揮発性有機溶 剤型の路面標示 用水性塗料	・低VOC塗料は路面表示用水性塗料に限定されているが、用途を限定せずにグ リーン購入の対象としてはどうか	討を行っております。なお、個別のご提案については、その検討結果及び理由 等を提案者に別途お知らせします。 (今回のパブリックコメントの対象となっているものではありませんが、今 後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきま す。)	1

3 . その他の意見

	主な意見の概要	考え方(案)	件数
O A 機器(カー トリッジ等)	判断の基準、配慮事項、備考で定義している内容に関して虚偽の申請をした場合は、その業者名を公表するとともに、一定期間当該業者が製造する製品は調達しないなどのペナルティ等を科せないか。		
エコスラグ	 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融 スラグ骨材および道路用溶融スラグ骨材を用いた品目が追加されていないのは 何故か。 	・平成18年6月のグリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集時に示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、いただいた提案を参考に検討を行っております。なお、個別のご提案については、その検討結果及び理由等を提案者に別途お知らせします。 (今回のバブリックコメントの対象となっているものではありませんが、今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。)	
基本方針の表現	・基本方針の判断の基準や配慮事項が難解であるため、一般の消費者や地方公共 団体にも分かり易くする工夫が必要。	・今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。なお、グリーン購入について一般の消費者も含め広く普及するために、グリーン購入法に関する情報を一元的に提供する「グリーン購入」に(環境省)」やグリーン購入法の特定調達物品等(判断の基準に適合する物品等)の情報を提供する「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム(グリーン・開入をサトワーク)」を運営しています。また、グリーン購入に関するわかりやすい情報を適切に提供するための手法等については、引き続き検討を進めます。	